インボイス制度と改正電子帳簿法

2022年2月22日

湘南フロンティア

本日の内容

1. 講師自己紹介
2. 本日のセミナーの概要
3. インボイス制度の解説
4. 改正電子帳簿法の解説

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

１．講師自己紹介

田村　耕太郎

会計事務所 湘南フロンティア　副代表
公認会計士

大阪府豊能郡豊能町出身
神奈川県茅ヶ崎市在住

略歴

2008年　監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ) 入所
2013年　株式会社ベルパーク　入社
2015年　グランサーズ株式会社　入社
2017年　PwCあらた有限責任監査法人　入所
2020年　会計事務所 湘南フロンティア 入所

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

2．本日のセミナーの概要

背景

【インボイス制度の制定】

2019年10月の消費税増税にともなって軽減税率が導入され、8%と10%、2つの消費税率が混在するようになった。

その結果、税額計算は複雑になり、インボイス制度を導入して正確な税額を確認する必要があるために制定された。

【電子帳簿法の改正】

DXの取り組みを強力に推進すし、経済社会のデジタル化を行うため、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するのために改正された。

目的

改正ポイントを理解し、将来においてどのような準備・対策を行う必要があるかを理解できるようになる。

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

3．インボイス制度の解説

インボイス制度の概要

「インボイス制度」の正式名称は、「適格請求書等保存方式」です。具体的には一定の要件を満たした請求書や納品書を交付・保存する制度です。

インボイス制度	売手	売手は、買手である取引相手から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません インボイスを交付するためには、**事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要**があり、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要となります。**
	買手	買手は**仕入税額控除の適用を受けるため**に、原則として、取引相手（売手）である**インボイス発行事業者**から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。
インボイス（＝適格請求書）		売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。 具体的には、現行の**「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータ**をいいます。

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

3．インボイス制度の解説

預かった消費税から支払った消費税を引き算した差額が納付する消費税となりますが、
預かった消費税から支払った消費税を控除することを「仕入税額控除」と呼びます。

消費税の計算方法

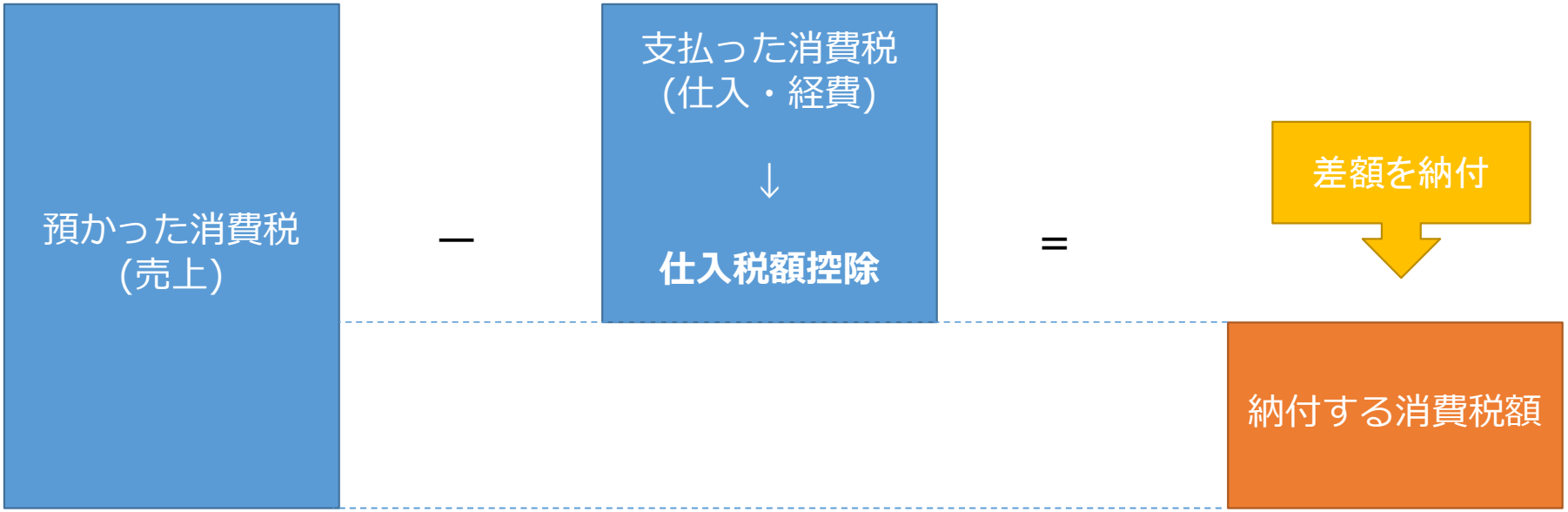

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

3．インボイス制度の解説

現在の制度での計算例 (課税事業者：B社)

預かった消費税
(売上)

1,300

－

支払った消費税
(仕入・経費)
仕入税額控除

1,000

＝

B社の納付
金額

納付する消費税額
300

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

3．インボイス制度の解説

インボイス制度導入後の消費税の計算方法

インボイス制度導入後は仕入税額控除として認められるには、**インボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要**となる。

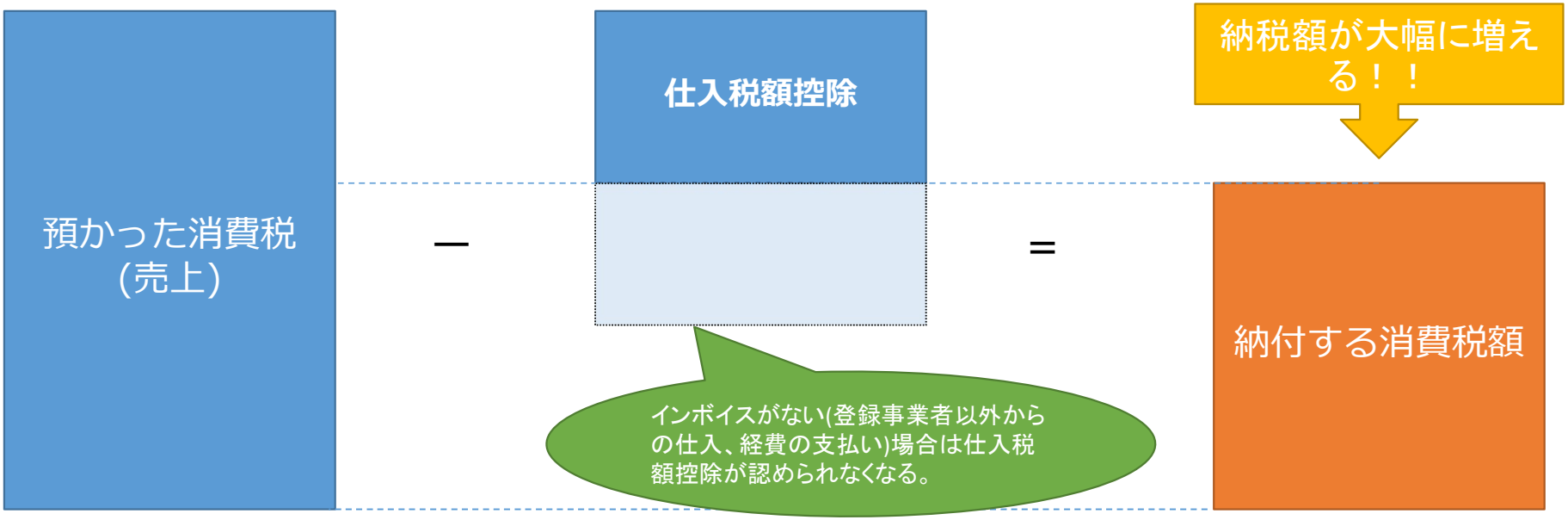

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

3．インボイス制度の解説

インボイス制度での計算例 (課税事業者：B社)

B社の納税額が
大幅増加！！

預かった消費税 (売上)	−	仕入税額控除	=	納付する消費税額
1,300円		0円		1,300円

A社は免税事業者のため、インボイスの発行ができず、仕入税額控除は認められなくなる。

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

3．インボイス制度の解説

インボイス制度導入までの今までの流れ

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加する形で作成します。

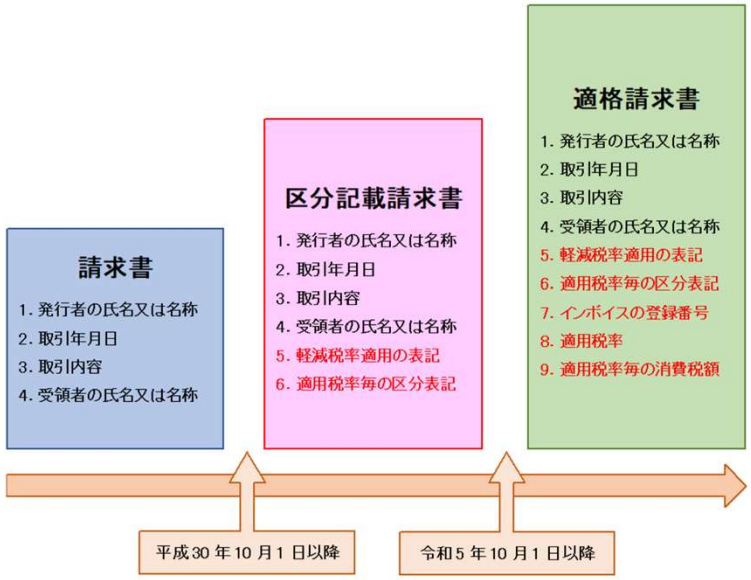

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

3．インボイス制度の解説

インボイスの記載要件

様式の定めはなく、また手書きであっても、下記の１から６の記載事項を満たしたものであればインボイスになります（請求書に限られません）

～　請求書の対応例　～

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

3．インボイス制度の解説

インボイス制度導入による実務的な影響

課税事業者に該当するか、免税事業者に該当するかによって、対応するべき内容が変わりますが、免税事業者の方が影響は大きくなることが想定されます。

ポイントは**適格請求書を発行できない事業者からの仕入れは「仕入税額控除」ができない**という点

現在	インボイス導入後	具体的な影響	
		売手	買手
免税事業者 (≒売上1,000万円未満)	免税事業者	● 消費税相当を請求できなくなるため利益は減ることが想定される。 ● インボイスを発行できないことを理由に取引がなくなる可能性がある。	特段の影響なし
	課税事業者	● 新たに納税事業者となるため、税務上諸手続きが必要になる。	● インボイスを発行可能な事業者と新たに取引を始める必要がある。
課税事業者		● 同上 ● インボイス制度の要件にかなった請求書を準備する必要がある。	

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

電子帳簿保存法とは、国税関係（法人税法や所得税法）の帳簿や書類を電磁的記録（電子データ）で保存することを認める法律で、電磁的記録による保存は、大きく３種類に区分されています。

電子帳簿保存法の概要

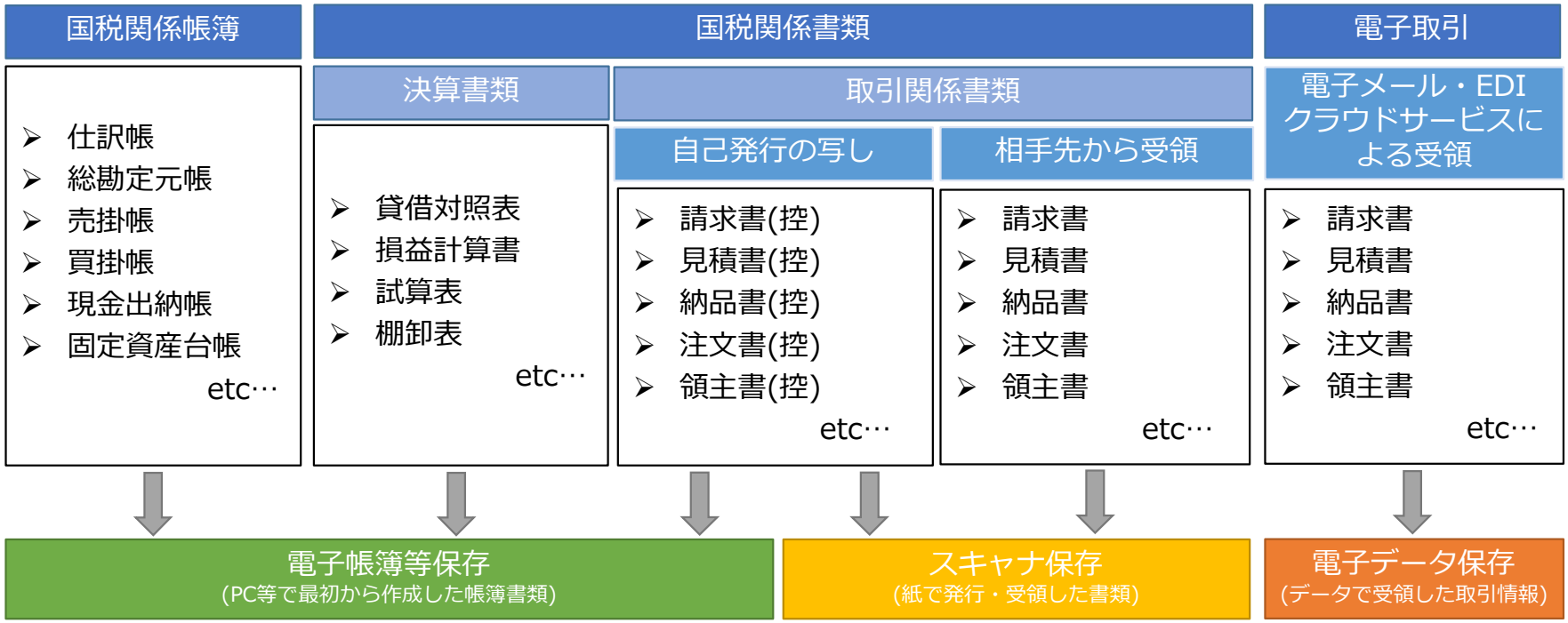

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

「紙からの脱却」を促進し、業務効率化を図ろうという目的で1998年に電子帳簿保存法が成立したが、当初はその適用要件が厳しく、導入企業が広がらない状況だった。しかし、要件緩和が繰り返されたことにより、徐々に広がりを見せつつあります。

電子帳簿法の制定と歴史

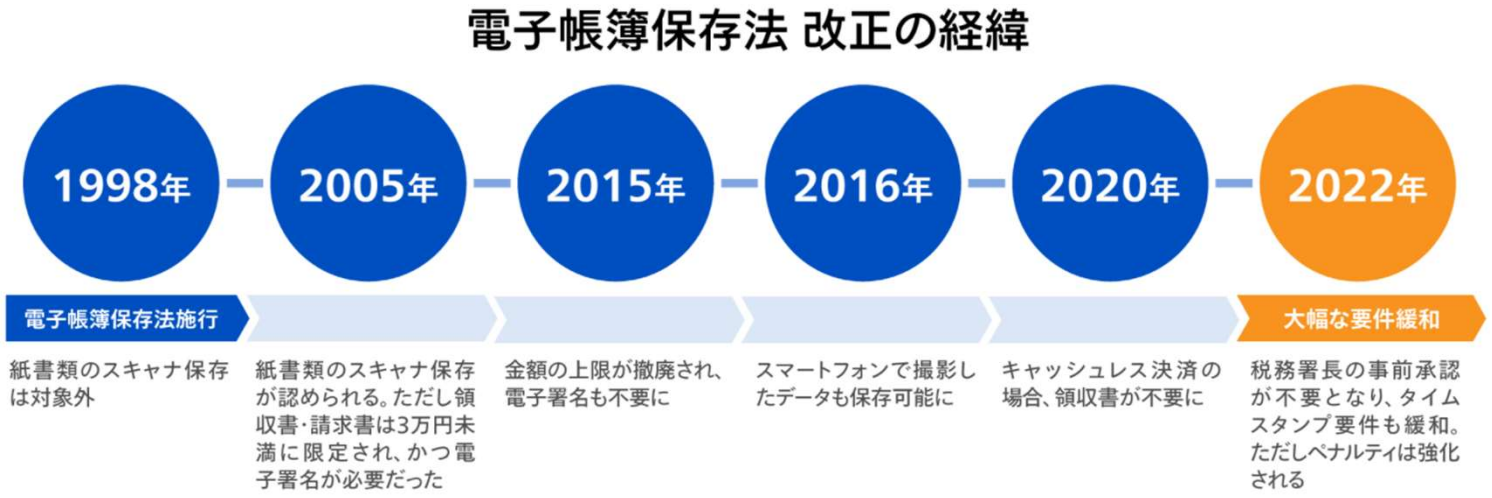

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

2021年度の改正の6つのポイント

2021年度の改正では、大きく６つのポイントで改正がなされました。
内、４つは緩和される方針であり、残り２つは厳格化される方針です。

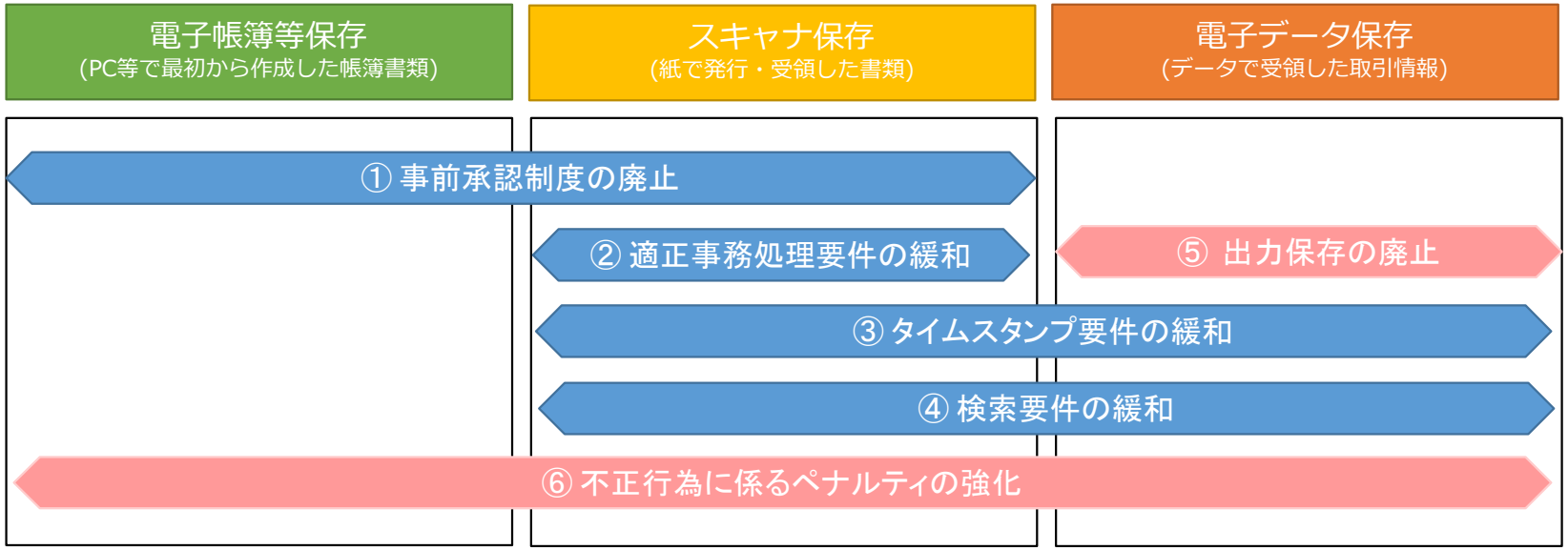

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

６つの改正の内容　(４つ緩和方向の内容)

	改正前	改正後
① 事前承認制度の廃止	帳簿や書類を電子的に保存するためには、保存しようとする時期の3カ月前までに税務署に届ける必要があった。	今回の改正で**事前承認制度が廃止。** 導入のための時間が削減される。
② 適正事務処理要件の緩和	不正防止を目的として相互牽制の体制構築や定期的な検査が必要だった。 チェック原本で行うこととされ、チェックが終わるまで原本を破棄できなかった。	今回の改正で**適正処理要件が廃止。** スキャナ保存が容易になる。
③ タイムスタンプ要件の緩和	受領後、3営業日以内に自署してスキャナで読み取り、タイムスタンプの付与が必要だった。	今回の改正で**期間が2カ月に延長され。受領者の自署も不要**となった。 訂正や削除ができないシステムに保存することで**タイムスタンプの付与が不要**になった。
④ 検索要件の緩和	取引年月日・勘定科目など主要な記録項目を検索要件として設定する必要があった。 主要な記録項目の2つ以上の任意の記録項目を組み合わせて検索できることも条件だった。	検索要件の記録項目が、**取引年月日・取引金額・取引先に限定**された。 税務署職員の求めに応じれるのであれば、範囲指定及び組み合わせ条件を設定できる機能は不要となった。

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

６つの改正の内容(２つ厳格化の方向の内容)

	改正前	改正後
⑤ 出力保存の廃止	電子取引に該当するデータについてはこれまでも原則として電子データ保存が必要とされていましたが、書面に出力して保存しておくことも容認されていた。	令和4年1月1日以降に行われる電子取引においては書面出力による保存が廃止され、**電子データでの保存がすべての事業者に義務付けられた。(※)**
⑥ 不正行為に係るペナルティの強化	特別な規定なく、現行法の中でのペナルティがかされていた。	**電子データの記録に改ざん等が把握された場合**には、**通常課される重加算税の額にさらに**当該申告漏れに対する税額の**10%の金額が加算**されます。また、**電子取引の電子データ保存義務化に対して対応が為されていない場合、青色申告の取り消し処分**が課される可能性があります。

(※) ただし、2021年(令和3年)12月27日に財務省令が改正され、令和4年1月1日から2年間の電子取引情報については、一定の要件下で、引き続き出力した書面での保存が認められる。

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

電子帳簿等保存制度への具体的な対応

「国税関係帳簿」と「国税関係書類」を電磁的記録（たとえば会計ソフトのデータ）のまま保存しておきたい場合には、電子帳簿保存法に定められた保存要件を満たしておく必要があります。

保存要件概要			帳簿		書類
			優良帳簿	その他帳簿	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること			○	－	－
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること			○	－	－
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること			○	－	－
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること			○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと			○	○	○
検索要件	①	取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	－	－
	②	日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	－	－
	③	二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	－	－
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること			－	○※2	○※3

具体的な対応策

① 対応する製品の準備
→ 帳簿の電磁的記録による保存機能が搭載されている製品を準備

② 規程等の準備
→ 帳簿の電磁的記録による保存に関する事務手続きを明らかにした書類を準備する必要があります。（入出力処理の手順、日程及び担当部署などについての概要を記載）

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

スキャナ保存制度への具体的な対応

スキャナ保存制度とは、日々の取引で発生する請求書や領収書といった紙の書類を電子データに変換して保存するものです。スキャナやスマートフォンなどで読み取ってデジタル化したデータを一定の要件に従って保存することで、紙の書類は処分することができます。

スキャナ保存要件

① スキャナの性能に関する要件
② データ管理システムの準備
③ 要件を満たす業務フローの確立
→業務の処理に係る通常の期間（2カ月）を経過した後、速やか（7営業日以内）に電磁的記録を保存する
④ 電子データを確認する機器、説明書の準備
→ ディスプレイ、スキャナの説明書等

具体的な対応策

① 要件を満たすスキャナの準備
② 要件を満たす管理システムの準備
③ 要件を満たす業務フローの確立
→業務の処理に係る通常の期間（2カ月）を経過した後、速やか（7営業日以内）に電磁的記録を保存する
④ 電子データを確認する機器、説明書の準備
→ ディスプレイ、スキャナの説明書等

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

電子取引保存制度への具体的な対応

電子取引とは、書面ではなく電子データでやり取りされる取引情報の記載事項すべてをいいます。**今回の改正でこの保存措置が廃止されたため、電子データは電子データのままで保存することが義務付けられました。**
電子取引の保存要件としては2つの保存要件を満たす必要があります。

真実性の確保	保存されたデータが改ざんされていないこと	① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う	
		② 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行うもの又は監督者に情報を確認できるようにしておく	
		③ 訂正や削除を確認できるシステム、または削除を行うことができないシステムで取引情報の授受および保存を行う	
		④ 訂正や削除の防止に関する事務処理規定を定め、それにそった運用を行う。	
可視性の確保	保存されたデータを検索・表示できること	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと。	
		電子計算機処理システムの概要書を備え付けること	
		検索機能を確保すること	① 取引年月日その他日付、取引金額、取引先について検索できること
			② 日付または金額の範囲指定により検索できること
			③ ２つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

電子取引保存制度への具体的な対応

真実性の要件については①～④のいずれかの措置を行うこととされていますが、まずは④に沿って事務処理規程を定め、安易に訂正削除は行わないように社内ルールを徹底する、という方法が現実的な対応となります。

真実性の要件	具体的な検討
① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う	すべての取引先(送信元)からタイムスタンプを付与したデータ送付をしてもらうことを前提とした運用は現実的とは言えない。
② 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行うもの又は監督者に情報を確認できるようにしておく	タイムスタンプの付与に対応したシステムの導入が必要。自社に見合った導入・利用コストのシステム選定が重要
③ 訂正や削除を確認できるシステム、または削除を行うことができないシステムで取引情報の授受および保存を行う	訂正削除の管理機能が可能なシステム導入が前提。 自社に見合った導入・利用コストのシステム選定と訂正削除を行う際の社内い運用ルールの整備が必要。
④ 訂正や削除の防止に関する事務処理規定を定め、それにそった運用を行う。	自社業務の実態に合わせて規程を整備することで、現状の運用を大きく変えることなく、また特に追加コストもなく即時に対応可能。現状利用しているシステムがタイムスタンプに対応していない場合の対応策としても有効

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

４．改正電子帳簿法の解説

電子取引保存制度への具体的な対応

可視性の要件については、請求書の受領サービスも出てきていますのでそうしたシステムを導入するのも一つの方法と考えられます。
しかしコストをかけない運用方法でカバーしたいという事業者にはから以下のような方法での運用が示されています。

検索機能に対応した請求書保存ソフトを利用する

- 取引年月日その他日付、取引金額、取引先について検索できること
- 日付または金額の範囲指定により検索できること
- ２つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

検索機能に対応した請求書保存ソフトを利用しない

- 規則性のあるファイル名に設定する

  例）2022年2月28日にSF商事から受領した、880,000円の請求書データ

  20220228_SF商事_880,000

- Excelで索引簿を作る

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20220131	110,000	●●商店	請求書
2	20220210	330,000	■工務店	注文書
3	20220228	330,000	▲工務店	領収書
4	・・・	・・・	・・・	・・・

- 規則性のあるフォルダ名をファイルを保存しておく

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.

ご清聴ありがとうございました。

©2020 SHONAN FRONTIER. All Rights Reserved.